平成２２年（フ）第５４０号
大分市中島西１―55　オリオンヒルズ803号室、住民票上の住所大分市富士見が丘西４丁目14番14号
債務者　衛藤　光寿
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５４３号
大分市中津留１丁目２番30―1003号グランドパレス中津留
債務者　岩切眞由美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５７号
大分市大字森町306番地の７
債務者　矢野　秋広
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６７号
大分県日田市大字夜明1622番地１
債務者　堀　　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２３６号
宮崎県延岡市大門町261番地３
債務者　池田　勝洋
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２４１号
宮崎県日向市大字日知屋16196番地５
債務者　寺薗　麻実
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５１４号
鹿児島県鹿児島市武１丁目５番28号琥珀ビル406号
債務者　善福まり子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５８号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目48番15号
債務者　西浦まゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
沖縄県中頭郡西原町字翁長670番地の５豊和マンション210号
債務者　平良　信幸
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４４号
沖縄県豊見城市字上田77番地１
債務者　平良　利幸
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４７号
沖縄県那覇市与儀２丁目22番22号　日の出荘102
債務者　西江　祐邦
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３１号
青森県八戸市高州１丁目１番２号　コーポらん202号室、前住所青森県八戸市新井田西１丁目16番17号１号
債務者　且味　充俊（旧姓大粒来）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
青森県八戸市大字大久保字町畑西ノ平２番地３、前住所青森県八戸市大字鮫町字上手代森12番地１
債務者　沢内　朝美（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
青森県八戸市青葉３丁目25番12号　コーポ坊山２号室、前住所青森県三戸郡五戸町字沢向８番地５
債務者　大久保　唯（旧姓立石）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
神戸市西区岩岡町野中451番地の６
債務者　坂元　善樹
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
神戸市西区持子１丁目214番地マンション日の丸303号
債務者　大西　政毅
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
兵庫県明石市大久保町西島767番地の１　リベール明石西江井ヶ島603号
債務者　丹野　智子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係